

事 務 連 絡

平成 29 年 11 月 20 日

各都道府県浄化槽主管課長 殿

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長

合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて

合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについては、平成 12 年 3 月 31 日付け衛浄第 20 号にて、平成 12 年 3 月時点において排水の性状及び特性からして、し尿と合併して処理することができる雑排水として扱っても支障がないことが明らかになった業種を通知しているところです。

当該通知は、平成 12 年 3 月 31 日付け生衛第 607 号において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言とみなすこととなったことから、標記取扱いについては、当該通知を参考に地方公共団体において適切に対応していただくこととなっています。

しかし、今般、内閣府の「平成 29 年 地方分権改革に関する提案募集」において、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）に基づく浄化槽である農業集落排水処理施設で排水処理が可能な業種の拡大について提案があり、当該通知の取扱いに関して、疑義が生じたことから、合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いに関する解釈について、下記のとおり通知します。

また、貴管内の特定行政庁に対しても、この旨周知願います。

なお、本件は、国土交通省住宅局建築指導課と協議済みであることを申し添えます。

記

浄化槽法第 2 条第 1 項第 1 号において、工場廃水、雨水その他の特殊な排水については、浄化槽で処理する雑排水から除かれている。

事業場からの排水が特殊な排水に該当するかについては、次の①及び②を満たすか否かによって、特定行政庁又は都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）が判断することとなる。

- ①事業場からの排水の水質が、有害物質を含んでいないなど性状及び特性からして浄化槽により処理可能であること
- ②浄化槽からの放流水の水質が、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和 59 年厚生省令第 17 号）第 1 条の 2 及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条の基準に適合すること